

**高等学校等育英奨学資金（被災生徒奨学資金）
令和３年度貸付（新規申請）募集要項**

宮城県教育委員会

※前年度までに貸付を受けたことがある者（貸付期間延長の対象者）は、本募集の対象外とする。

1 趣旨

東日本大震災により被災し、現在においても経済的理由により修学が困難である高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）及び専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という）に在学する生徒に対し、奨学資金を貸し付けることにより修学を支援するもの。

2 貸付対象者

東日本大震災により被災し、令和３年４月１日現在の福島第一原子力発電所帰宅困難地域から宮城県へ避難してきており修学が困難な状況にある高等学校等の生徒

3 「修学が困難な状況にある」とは

前項の「修学が困難な状況にある」とは、次の場合であること。

- (1) 「令和３年度 高等学校等就学支援金」を受給している場合
- (2) 「令和３年度 高等学校等学び直しへの支援金」を受給している場合
- (3) 「令和３年度 専攻科の生徒への修学支援」対象者
- (4) (1)又は(2)の受給限度期間を超えて在学している生徒（定時制課程及び同一学年履修生徒等）、高等学校の専攻科及び特別支援学校に在学する生徒のうち、「令和３年度 高等学校等就学支援金」と同等の受給要件を満たす者

※ 別紙「令和３年度被災生徒奨学資金の取扱いについて」参照のこと。

4 貸付金額

月額２０，０００円（年額２４万円）

令和３年１１月に、年額２４万円を奨学生本人名義の口座に一括で振り込む予定。

（具体的な振込日については、貸付決定通知の際に通知する。）

5 従来 of 奨学金等との併給について

被災生徒奨学資金は、従来の育英奨学資金及び東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金との併給は認めない。

また、他県が実施する被災生徒奨学資金と同様の奨学金との併給についても認めない。

6 保証人について

保護者等 １名必要

※ 生活保護費以外の収入があり、奨学生と連帯して債務を負担することができる者。

7 提出期限（募集期間）と必要書類

- (1) 提出期限 令和３年１１月１６日（火）（学校を経由し、宮城県教育委員会に必着）
- (2) 必要書類

イ 申請書等

	必要書類（全て原本）
全員共通	① 奨学資金貸付申請書 ② 奨学資金貸付申請確認書 ③ 誓約書

	④ 高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書 ⑤ 世帯全員の住民票 ※本籍・続柄記載のあるもの ⑥ 帰宅困難地域から避難していることがわかる書類（被災証明書等） 該当者のみ ⑦ 保証人が世帯構成員以外の場合は、その方の住民票。
--	--

ロ 経済的に修学が困難な状況を証する書類

	必要書類
(1) 高等学校等就学支援金（「専攻科の生徒への修学支援」，「学び直しへの支援金」を含む）を受給している生徒	高等学校等就学支援金（「専攻科の生徒への修学支援」，「学び直しへの支援金」を含む）支給決定通知書の写し ※ 令和3年度（令和2年分）父母等の市町村発行の課税証明書（就学支援金申請用）でも可
(2) 高等学校専攻科又は特別支援学校，定時制課程等在学で <u>就学支援金等支給対象外の生徒</u>	令和3年度（令和2年分）父母等の市町村発行の課税証明書（就学支援金申請用）

8 償還について

- (1) 高等学校等を卒業し，奨学生本人の年収見込みが 300 万円以下である場合，申請により最大 5 年まで償還猶予とし，5 年経過後も奨学生本人の年収見込みが 300 万円以下である場合は，申請により償還を免除とする。
- (2) 高等学校等を中途退学した場合や，高等学校等を卒業し，5 年経過するまでに奨学生本人の年収見込みが 300 万円を超えることとなった場合は全額償還が必要となる。